

政府の公権力の介入は許されない（日本は民主主義の国）

平成27年12月17日

NHKの報道番組をめぐる問題で総務省と自民党が介入したことについての考え方が問題となっていることに関し「圧力そのもの」だ。「表現の自由」を損なう。

問題となったのはNHKの報道番組「クローズアップ現代」の出家詐欺を取り上げた、やらせ問題だ。事実と異なる報道は当然再発防止に努めなければならない。

しかし、総務省がこの問題で文書による「厳重注意」をしている。また、自民党の情報通信戦略調査会がNHKの幹部を呼び、説明させるという出来事もあった。このときはテレビ朝日の幹部も呼びつけられた。ニュース番組に出演した元官僚古賀茂明さんのコメントが問題視された。

行政指導で政府が介入することは、放送法が保障する自律を侵害し、政権党による圧力そのものだ。放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって放送による表現の自由を確保する。不偏不党の言葉も放送局の義務ではなく、政権与党の公権力に向けられている。やらせ疑惑に乗じて政治の圧力により権限をちらつかせれば「表現の自由」に対する威嚇である。

民主主義国家ではあってはならない。日本は中国共産党や北朝鮮のような独裁国家ではないのだ。

毎日新聞や産経新聞の論説は政権与党の介入を当然だとしている。しかし、その裏付けは実に幼稚で説得力に欠ける。やらせ問題は当然真実でなければならないがそれに乗じて公権力で放送の自由と自律を侵害してはならない。戦後生まれの教育を受けた自分さえ良ければよい狭い考えの者が政権党に加勢すればわが身は安泰であるそういう者が論説委員をしているからこの程度の記事しか書けないのだと思う。

つい最近のTBSのニュース番組NEWS 23のニュースキャスター岸井氏の安保法制法案阻止の発言は当然であり、多くの国民が廃案を訴えている。憲法学者の多くが違憲だとし、反対する中の発言でニュースキャスターとしての一つの発言だとしたら別に聞く立場からして一つの当然な考え方だと評価している。別に中立性を欠くものでもなくそれが表現の自由であり民主主義国家である。それを問題にするほうが自民党独裁で強権性を擁護する戦前の大本営発表と同じことでどうかしている。

今は多くの新聞の論説や放送番組で政府の公権力を気にしてキャスターの発言が、「表現の自由」の確保が崩れている。ニュースキャスターとしての個人の考えが伝わらない。ニュース番組でNHKニュース9はアナウンサーだけで出来る番組でむしろキャスター不在でも成り立つ番組になっている。キャスターの表現はむしろ自由にきちんと裏付けがあって政府の批判や賛成、反対のコメントがあっても良い、それが「表現の自由」と言うものだ。それがまったく見受けられなく当たらずさわらずのコメントで番組の終わりには「明日が良い日でありますように！」で終わる。良い日かどうかは自分で決められる問題でも願う問題でもない。したがって聞く側は啞然とするつまらない番組になっている。受信料を払ってまでこんな番組は見たくない逆に返還してもらいたい。

元TBSキャスターの杉尾秀哉氏「ニュースの森」「新サンデーモーニング」やテレビ朝日報道ステーション古館伊知郎キャスターも降板すると言う。政権党に表現の自由を奪われたことにより言いたいことも言えないそんな報道番組でいや気がさし、報道の自由が奪われ、やるせない思いでの決断だと思う。政権党が正しいとは限らない。例えば極端かもしれないが憲法改正し、徴兵制がしかれたら自分ひとり反対というわけにはいかない。従わなければならないのだ。

多くの国民は政治を信じる以外に方法はない。国民一人ひとりが冷静に判断するしかない。戦前の歴

史を繰り返している。戦後70年は忘れ去られまた戦争へと向かう同じことを繰り返してはならない。

最高裁が「一票の格差」に違憲状態の判決を出した問題。国会に選挙制度の抜本的な見直しを改めて促したのに対し、政権与党は有識者（政権与党に有利な有識者）でその格差を小選挙区の定数を変えようとしている。しかし、根本は小選挙区そのものを検討すべきで最高裁は選挙制度そのものの仕組みを問うているのだ。なにも定数を変更するだけの問題ではないし、そこに有識者と称してあまり意味のない人の意見を聞く必要もない。

今は安倍政権に対し自民党の中でもわが身がかわいいから発言しない人が多くいると聞いている。こんなにまで政治が墮落した時代は過去には記憶にない派閥がなくなり皆が仲良しグループである。反対意見を言えば自分が干されることになり独裁政治そのものだ。そもそも小選挙区比例代表は政権党に有利に働く仕組みであり選挙制度の抜本的な改革をしないと日本政治そのものが駄目になる。

28年の夏の参議院選挙で、自民党「1強多弱」が固定化、強化されればよいと言った話ではない。与党の改革意欲がしばめば、勢力拡大はかえって停滞や後退につながりかねない。また、こうしたことが長く続いたら違憲の判決が出されることになる。

世論調査でも支持政党がないものが30%以上もあり支持する政党自民党ですら国民の40%前後で半数以上は支持されていないことを認識すべきで自民党が大多数であっても国民の半数以下の支持しか得られてないのだ。それが我が国日本の政治の実態だ、だから選挙制度そのものが問われていることを認識してほしい。

放送局に「電波停止」を命じる可能性に言及した高市早苗総務相の発言が波紋を広げている。政権の脅しとも受け取れるからだ。放送とは国民のものであるという原点に戻り考えるべきだろう。問題の発言が飛び出したのは八日の衆議院予算委員会だった。「放送事業者が自律的に放送法を守ることが基本だ」としたうえで、高市氏は「放送事業者が極端なことをして、行政指導しても全く改善しない場合、なんの対応もしないとは約束できない」と答えた。

放送局に電波停止命令を出す可能性について問われたときも「将来にわたり全くないとは言い切れない」と述べた。確かに電波法七十六条では、総務相は一定期間の電波停止命令ができると定めている。テロ参加を呼びかける放送など極端な場合だと高市氏は説明している。

だが、問題となっている放送法とは、同法四条のことだ。「政治的に公平であること」「報道は事実をまげないでする」などを規定している。

政治的公平性とは、立場によっていかなる解釈をもとることができる。ある人から見れば、公平であっても、意見の異なる人から見れば、偏向していると映る。およそ判定のつかない、極めて抽象的が概念である。

だから、この四条の規定は、放送事業者が自らの放送倫理、良心に基づいて自律的に守るべき倫理規定だというのが、一般的な考え方だ。良心に基づいて守るべき倫理規定だというのが、一般的考え方だ。そもそも放送法の目的は「放送による表現の自由を確保すること」にあるのだ。民主主義の基礎である。

戦前・戦中は政府に検閲があり、放送は自由ではなかった。逆に政府や軍部の宣伝機関として利用されてきた歴史がある。戦後の放送法制定時には、その反省に立って、「放送による表現の自由」をうたったのである。もし、四条が倫理規定でなく、担当大臣が放送チェックする根拠法ならば、放送内容が公

平なのかどうかを権力側が判断することになってしまう。自由な放送どころか、権力側が放送局を縛る結果となるわけだ。高市氏発言が、放送局の現場を委縮させないか心配だ。「電波停止」という、放送業者にとって致命的な手段をちらつかせるのは、厳に慎むべきだ。国民に必要な十分な情報と知識を与えるためにも、放送局は毅然とした姿勢を保ち続けてほしい。